

境界確定の申請について

1. 境界確定の申請者（行為能力を有すること）

(1) 申請地の所有者

(2) 所有者から委任を受けた者

①行政書士、土地家屋調査士等

②共有地について、共有者が他の共有者に委任するとき。

③遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき。

④開発行為等に係るもので、土地所有者が多数であるため、土地所有者全員がその施行者委任するとき。

2. 境界確定申請書類（2部）

書 類	説 明	適 応
境界確定申請書	個人は実印、法人は代表者印(ともに印鑑証明書を添付)	様式第1号
位置図	縮尺1/10,000～1/50,000	
案内図	代表的目的地から現地までの経路を表すもの	様式第2号
公図写	法務局備付けの公図に縮尺、方位、謄写年月日及び謄写者の氏名を記入押印する	
地積測量図	縮尺1/250～1/500（法務局に備付けてある場合に限る）	
実測平面図	縮尺1/250～1/500	様式第3号
隣接地所有者一覧表	隣接地の所有者、利害関係人を記入	
印鑑証明書	交付後3ヵ月以内のもの	様式第3号
土地登記簿謄本	委任した権限の範囲を明確に記入したもの（個人は実印、法人は代表印）	
委任状	委任した権限の範囲を明確に記入したもの（個人は実印、法人は代表印）	様式第3号
◎戸籍謄本	相続等があった場合で所有者が不明のとき（交付後3ヵ月以内のもの）	

◎ は事例によって必要になります。

3. 証明書の交付申請（2部）

書 類	説 明	適 応
境界確定証明書申請	個人印は実印、法人は代表者印（ともに印鑑証明書を添付）	様式第14号
公図写	法務局備付けの公図に縮尺、方位、謄写年月日及び謄写者の氏名を記入押印する	
境界確定図写し	申請時と所有者が変わったとき	◎ は事例によって必要になります。
◎土地登記簿謄本	申請時と所有者が変わったとき	

◎ は事例によって必要になります。